氏名 住所 児童手当・特例給付 等変更届

		あ	ま市長	殿						令和	•	•	令和	0	0
				C名 (名等)					職	業	ア. 被用者 イ. 公務員			等でない者)
受給者	変更前			三所 三たる事務所 在地)	あま市										
				金制度の f別	ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金	(※) ウ. その他(の共済組合の 私立学校教職						共済	
	変更後			(名 (名等)					職	業	ア. 被用者 イ. 公務員	(勤務先	ウ. 被用者 :	等でない者)
			(法人の主	三所 三たる事務所 在地)	あま市										
				金制度の 値別	ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金	(※) う.その他(※ 以下) ()和	の共済組合の 私立学校教職	組合員では 員	ある場合は括 ()国家公科	弧内に○を 系員土済	記入して	ください。 ち公務員等	北 洛	
		変	更 年 月			令和	•		•	· / [] 37-14	W 3 () () (. ,,	V = 13/3 × 13	7101	
配		更前	氏 (法人	(名 (名等)											
	変 更		(法人の主	三所 三たる事務所 在地)	〒 −					電話	<u> </u>	()	
偶			氏 (法人	(名 (名等)											
者	変 更	後		:所 Eたる事務所 在地)	〒 −										
		変	更 年 月	日		令和	•		•						
			氏 (法人	(名 (名等)											
	変 更	更 前	(法人の主	:所 Eたる事務所 在地)	〒 -										
		更後	氏 (法人	(名 (名等)											
	変 更		(法人の主 の所	三所 三たる事務所 在地)	〒 -										
		変	更 年 月			令和	•		•						
			氏 (法人	(名 (名等)											
児	変 更	前	(法人の主	三所 三たる事務所 在地)	〒 -										
				(名 (名等)											
童	変 更	後	住 (法人の主 の所	三所 三たる事務所 在地)	〒 -										
		変	更 年 月			令和	•		•						
		更前	氏 (法人	(名 (名等)											
	変 更		住 (法人の主 の所	:所 Eたる事務所 在地)	〒 -										
			氏名 (法人名等)												
	変更後		住所 (法人の主たる事務所 の所在地)		〒 -										
		変 : 絵更	更 年 月 译件児童	名を含む		令和	•		亦 面 谷	後の受給者	その住所	に同じ			
備			世帯全員で市内転居			(法人の主	: 所 生たる事務所 f在地)	あま市	、 夕天18	電話①		(C H]C)		
					受給者					電話②		()		
考						(法)	: 名 人名等)								
						生 年	月日		昭和	· 平	成		•	•	

日)

റ	裏面の注音を.	1 2	きまるこ	でから記る	1	70	ださい

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。◎ ※印の欄は、記入しないでください。◎ 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。・ 被・非被用者の確認 有・無 (資格取得日 H・R 年 月

認定番号	
	D 1 0-11

注意

- 1 この届は、以下の場合に提出してください。
 - ① 受給者が氏名、住所(受給者が法人である場合は法人名及び代表者氏名又は主たる事務所の所在地)を変更 した場合
 - ② 受給者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。)をする児童(18 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)が氏名又は住所を変更した場合
 - ③ 受給者の配偶者が氏名又は住所を変更した場合
 - ④ 受給者が配偶者を有するに至った場合又は配偶者を有しない者となるに至った場合
 - ⑤ 受給者が被用者又は非被用者等でない者の別を変更した場合
- 2 受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が当該市町村(特別区を含みます。 以下同様です。) 内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅 届を提出していただくことになります。
- 3 児童の住所の変更のうち、次の場合は、住所を変更した後、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明 であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が 記載されたものを添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度 による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を含みます。)が確認することができるときは、 当該書類は省略することができます。
 - ① 当該市町村から他の市町村に住所を変更した場合
 - ② 他の市町村から更に別の市町村に住所を変更した場合
 - ③ 他の市町村の区域内で住所を変更した場合
- 4 児童の住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該児童が日本国内に住所を 有 しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外 国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。
- 5 この届は、1の①から④までに係る事項を変更してから14日以内に、1の⑤に係る事項を変更した場合は速や かに提出してください。
- 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。